

平成27年度

行政監査報告書

益田市監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及び選定理由	1頁
1	監査のテーマ	1頁
2	テーマ選定理由	1頁
第2	監査の対象	1頁
第3	監査の範囲	2頁
第4	監査の期間	2頁
第5	監査の方法	2頁
第6	監査の要点	2頁
1	小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いについて	2頁
2	小中学校における備品の管理について	2頁
第7	監査の結果	3頁
1	総括	3頁
2	個別事項	3頁
第8	監査調書及び実地調査の結果	6頁
1	小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いについて	6頁
(1)	学校徴収金の性格等	6頁
(2)	学校徴収金の概要	6頁
(3)	修学旅行費、教材費、学校給食費の各学校における事務処理の状況	9頁
2	小中学校における備品の管理について	15頁
(1)	学校備品の概要	15頁
(2)	学校備品購入の流れ	16頁
(3)	学校備品の保有状況	16頁
(4)	備品台帳の整備状況	17頁
(5)	実地調査の結果	18頁
第9	まとめ	18頁
	備品関係法令抜粋	20頁
	資 料 平成27年度益田市立小中学校児童生徒数	21頁

(注解)

- 1 文中及び各表中の数値は、表示単位未満を四捨五入した。
- 2 構成比率は、合計が「100」となるように一部調整した。

行政監査報告書

益田市監査委員 木村 浩 二

益田市監査委員 野村 良 二

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

- (1) 小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いについて
- (2) 小中学校における備品の管理について

2 テーマ選定理由

- (1) 小中学校において、学校教育活動に必要な経費として児童生徒の保護者から徴収する修学旅行費・教材費などの学校徴収金については公金でないため、地方自治法及び益田市財務規則等の適用対象外となっている。しかしながら、学校徴収金は校長がその管理及び取扱いを保護者から信託され教職員が職務として事務を行っていることから、適正かつ透明性の高い事務処理が求められている。

このため、小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いが適正に行われているかなどを監査し、管理状況等の検証を行うとともに、準公金の安全性確保を図るものである。

※ 学校徴収金とは、公費負担を除き学校や学校長名で学校の責任において児童生徒の保護者から徴収している経費とする。

- (2) 物品は、地方自治法第237条第1項において、「財産」として位置づけられ、その管理及び運用については、地方財政法第8条に「常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。

そこで、学校備品が適正に管理され、有効に使用、活用されているかなどを監査し、管理状況等の検証を行うとともに、今後の効率的な事務執行に資するものである。

第2 監査の対象

益田市立小学校及び中学校設置条例に基づき設置されている小中学校に対して調書の提出を依頼し、小中学校全校（28校）から監査調書の提出があった。

監査の対象とした小中学校

区 分	学 校 名	学校数
小 学 校	益田小学校、吉田小学校、吉田南小学校、高津小学校、安田小学校 鎌手小学校、真砂小学校、豊川小学校、西益田小学校、桂平小学校 中西小学校、戸田小学校、東仙道小学校、都茂小学校、匹見小学校 道川小学校	16校
中 学 校	益田東中学校、益田中学校、高津中学校、東陽中学校、鎌手中学校 真砂中学校、横田中学校、小野中学校、中西中学校、西南中学校 美都中学校、匹見中学校	12校
	計	28校

第3 監査の範囲

平成26年度（4月1日から3月31日まで）に、学校徴収金として取扱いをした「修学旅行費・公費負担を除く教材費・学校給食費」の管理等及び平成27年10月1日現在学校が保有する備品の管理状況等を対象とした。

第4 監査の期間

平成27年10月13日（火）～平成28年1月8日（金）

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、すべての小中学校に対し「平成27年度行政監査調書」の提出を求め、これに基づき書類監査を実施した。

なお、監査委員が指名した小学校3校、中学校3校計6校については、学校に赴き、現金出納帳簿等関係書類の提出を求め担当職員等から事情聴取を行った。

第6 監査の要点

主な監査の着眼点は次のとおりである。

1 小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いについて

- (1) 学校徴収金の徴収根拠は明確となっているか。
- (2) 学校徴収金の徴収額は適切に算定されているか。
- (3) 学校徴収金は適切に管理されているか。
- (4) 学校徴収金の出納、決算等の事務処理は適正に行われているか。

2 小中学校における備品の管理について

- (1) 備品台帳は適切に整備されているか。

- (2) 備品証が貼付されているか。
- (3) 備品は適切に保管されているか。
- (4) 備品の廃棄は適正な手続きで行われているか。

第7 監査の結果

1 総括

監査の対象とした学校徴収金（準公金）の取扱い及び学校備品の管理については、おおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり改善又は検討を要する事項が認められたので、今後必要な措置を講じ事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の軽易な過誤等については、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

2 個別事項

(1) 学校徴収金の取扱いについて

① 私費会計取扱規程の整備について

監査調書によると、取扱規程、事務処理マニュアル等が整備されていないと回答した学校が小学校で7校、中学校で1校となっている。

取扱規程が整備されていない学校にあつては、学校徴収金の会計及び種類、会計取扱いの基本、役割分担の明確化等を明文化し、より透明で適正な管理を行うため「私費会計取扱規程、事務処理マニュアル」等を早急に整備されたい。

② 徴収方法について

監査調書によると、多くの学校で徴収金の徴収方法は保護者口座から自動振替により行われているが、学校徴収金はすべて現金により徴収する学校が小学校で2校、学校徴収金の一部について現金により徴収する学校が小学校で6校、中学校で4校となっている。

現金徴収を行っている学校は、事故防止や事務の効率化の観点から口座振替の検討をお願いしたい。

また、口座振替を行っている学校で、再振替日の設定がされていない学校があつた。保護者への便宜とより安全な集金体制とするため再振替日の設定をお願いしたい。

集金袋により現金を集金する場合は、年度当初に「集金袋への押印で領収に代える旨」保護者に説明すること。また、集金袋には領収日を記入するよう様式を改善されたい。

③ 現金の管理について

監査調書によると、すべての学校において現金を取扱うと回答している。特別な事由がある場合を除き、現金での長期の保管は絶対に避け、すぐに金融機関に入金する

など確実な保管に努められたい。

④ 領収書の発行について

監査調書によると、すべての学校において学校徴収金で現金を取扱う場合は領収書を発行すると回答している。

領収書は複写式等とし学校控えを保存すること。また、領収書には連番を付す取扱いに改善されたい。

なお、領収書の書損じ又は汚損等があった場合においても、保存するよう改善されたい。

⑤ 通帳と通帳届出印の保管について

監査調書によると、多くの学校は通帳と届出印を別々に保管し、なおかつ通帳と届出印を施錠できる場所に保管すると回答している。

しかしながら、通帳と届出印を一緒に保管するとした学校や保管場所が施錠されていないと回答した学校があった。

学校徴収金は、会計ごとに校長が管理者を定めるとともに、届出印は、校長又は通帳管理者以外の者のなかから校長が指名する者が管理するなど、通帳管理者と届出印管理者を確実に分離すること。

また、通帳と届出印の保管場所は施錠できる場所とするよう改善されたい。

⑥ 金銭出納簿等の整備について

監査調書によると、多くの学校で学校徴収金ごとの金銭出納簿を整備していると回答している。

しかしながら、修学旅行費や教材費は金銭出納簿による管理をしていないと回答した学校があった。

預金（貯金）残高や現金を常に正確に確認するためには、金銭出納簿との照合が不可欠である。金銭出納簿により管理していない学校にあっては、金銭出納簿を備えるよう改善されたい。

また、収入があった場合は「収入伺書」、支出をする場合は前もって「支出伺書」により校長等の決裁を受ける取扱いに改善されたい。

なお、校長は、会計ごとに保護者又は当該会計に関与しない教職員を校内監事に選任するなど事故防止に努められたい。

⑦ 預金（貯金）利息について

学校徴収金を管理するため開設した預金（貯金）口座は、年度毎に「0 円」精算すべきである。

学校徴収金は、保護者から集金したものであり、管理のため開設した預金（貯金）

口座から発生する利息は、PTA会計の雑収入として入金するなど検討されたい。

⑧ 保護者負担の軽減について

学校徴収金の徴収にあたっては、それぞれの徴収の必要性及び金額について精査が求められる。実地調査の結果、備品の購入にあたり何校かの学校で取りまとめ見積書を徴し、契約・発注をしているとの説明もあり、評価するところである。

しかしながら、修学旅行は1業者による見積りにより実施している学校があった。修学旅行の業者選定は、複数業者による企画提案コンペを実施するなど、低廉なコストで最適の契約ができるよう工夫されたい。

⑨ 経理状況の確認について

監査調書によると、多くの学校で学校徴収金は複数により帳簿及び通帳の点検と確認を実施していると回答している。

しかしながら、点検と確認は一部の徴収金について実施していると回答した学校は、小学校で3校、中学校で2校となっている。

校長は、適宜、各会計の金銭出納簿と預金(貯金)・現金残高の照合を行うとともに、金銭出納簿の点検を行うべきであり、適正に処理されている場合は、金銭出納簿の余白に「確認済み」であることを記載し、押印するよう改善されたい。

(2) 学校備品管理について

① 備品台帳の整備について

教育委員会が管理する備品台帳と学校で管理している備品データを一部照合した結果、教育委員会が管理する備品が未入力となっていた。

また、一部の学校で保護者等からの寄付により備えられた備品について、データ入力がされていなかった。

学校で管理しているものであるならば、データ入力し管理するよう改善されたい。

② 備品証の貼付について

実地調査の結果、益田市予算で購入された備品、保護者等からの寄付により備えられた備品も同じシールであった。備品シールの色分けをするなど工夫し、備品シールでの区分を明確にするよう改善されたい。

③ 管理点検体制について

実地調査の結果、一部の学校で備品の点検・確認がされていなかった。

校長は、年に一度は点検結果報告書を確認し、適正に処理されている場合は、点検結果報告書の余白に「確認済み」であることを記載し、押印するよう改善されたい。

第 8 監査調書及び実地調査の結果

1 小中学校における学校徴収金（準公金）の取扱いについて

(1) 学校徴収金の性格等

小中学校の学校教育活動に必要な経費は、市の予算に計上され公費で賄われているものと、保護者が負担しているものとは大別される。

公費負担は、事務用・管理用消耗品費、修繕費、光熱水費、教材費、保険料、業務委託料、備品費、図書費などがある。

一方、保護者が負担しているものは、実費負担の考え方にに基づき児童生徒の保護者から徴収する経費であり、修学旅行費、教材費（個人が使用、所有することとなるもの）、学校給食費、校外活動費、学級費、生徒会費、部活動費、体操服などの一部の指定物品などがある。

学校徴収金は市の公会計に属さず、学校独自の私会計として処理されており、発注、徴収、保管、支払、精算・決算まで一連の事務が学校ごとに各学校の責任において行われている。

なお、学校徴収金は公金ではないものの校長がその適正な管理及び取扱いを保護者から任され、教職員が職務として事務を行っていることから準公金とも呼ばれている。

(2) 学校徴収金の概要

各学校においては、年度当初、学年ごとに学校徴収金として徴収する金額とその内訳や時期、方法等を事前に保護者へ通知したうえで徴収を行っている。

学校徴収金のうち今回の監査でとり上げた「修学旅行費・教材費・学校給食費」の概要は、以下のとおりである。

① 修学旅行費

ア 概要

修学旅行は、文部科学省の小（中）学校学習指導要領（特別活動、学校行事）によれば「平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。」とされている。本市では、一部を除き（小規模校は1年ごと実施など）すべての小中学校で毎年実施されている。

この修学旅行に必要な旅費、宿泊費、施設入場料、写真代等の実費分を修学旅行費として児童生徒の保護者から徴収している。なお、引率教員の費用等は県費の旅費及び個人負担で賄われており、この徴収金には含まれていない。

修学旅行費の平成26年度徴収額は、書面調査によると、小学校16校で8,505千円、中学校12校で18,899千円、合計27,404千円となっている。

イ 徴収事務の流れ

各小中学校では、修学旅行費の徴収に際して、あらかじめ旅行者から旅行プラン（行程、1人当たりの費用など）を提出させ、前回実施した実績等を参考にし、概算で1人当たりの徴収額を決定し、その旨を保護者に通知し徴収している。

保護者からの徴収金は、分割払い・一括払いの選択があり、ほとんどが保護者口座から自動振替により各小中学校修学旅行専用預金口座に積み立てられている。旅行実施後には旅行者の請求により旅行代金が支払われ、旅行者支払後には徴収金の精算と保護者へ報告を行っている。

② 教材費

ア 概要

小中学校における補助教材の使用については、学校教育法第34条第2項並びに同法第49条において「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と規定されている。

教材費は、教科用図書以外の補助的な教材のうち、個々の児童生徒が、具体的、直接的に受益する経費について、各小中学校が決定し教育委員会の届出に基づき徴収する金額を確定し、保護者からその費用を徴収しているものである。主なものは、教科用図書以外の図書（副読本等）、練習（学習）帳、問題集等の費用である。

教材費の平成26年度徴収額は、書面調査によると、小学校16校で22,275千円、中学校12校で25,112千円、合計47,387千円となっている。

イ 徴収事務の流れ

購入教材の品目や規格及び年間購入予定を基本的に年度当初に学校で決定し、一括購入している。

教材費は、小中学校でカタログ等の価格により、学年ごとに年間金額を算出している。

保護者からの徴収金は、年度当初に毎月の徴収金額がほぼ均等となるよう調整したのち保護者に通知し、ほとんどが保護者口座から自動振替により各小中学校教材費専用預金口座に積み立てられている。教材の納品後には業者からの請求により代金が支払われ、学年末等に徴収金の精算と保護者へ報告を行っている。

③ 学校給食費

ア 概要

学校給食の実施に必要な経費負担については、学校給食法第11条及び同法施行令第2条において、学校の設置者（市）が負担すべき経費と保護者が負担すべき経費が規定されている。

この規定によると、市の負担すべき経費は、①義務教育諸学校において学校給食に

従事する職員に要する給与その他の人件費 ②学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費となっている。

一方、保護者が負担すべき経費は、市が負担する経費を除く経費（食材費等）となっており、この保護者が負担する経費を学校給食費としている。

本市においては、すべての小中学校で完全給食が実施されており、市は設置者として法令規定の経費に加え、学校給食共同調理場等の光熱水費や燃料費などの維持管理経費を負担している。一方保護者は、食材費のみを負担することとしている。

本市の学校給食費の1食当たりの単価は、益田市立小、中学校給食に関する規則第5条の規定に基づき教育委員会が決定している。

本市では、学校給食の実施にあたって、教育委員会（益田市立学校給食共同調理場、益田市立美都学校給食共同調理場を含む。）益田市学校給食会・益田市美都学校給食会（以下「学校給食会」という。）、学校の3者が役割を分担しながら事務、事業を実施している。

それぞれの主な役割は、次のとおりである。

(ア)教育委員会の役割

給食実施の決定、学校給食施設・設備の整備、学校給食費の決定、調理場の運営など

(イ)学校給食会の役割

献立の決定、学校給食用物資の調達（業者の決定・契約・発注、支払等）など

(ウ)学校の役割

学校における学校給食の運営・管理、学校給食費の徴収金額の決定、学校給食費の徴収・管理 など

※ 学校給食会は、学校給食の充実発展と安全で適正な運営を図るため、学校給食に必要な物資の調達を中心とした業務を行う団体として設置された法人格を有していない団体であり、益田市学校給食会、益田市美都学校給食会とも事務局をそれぞれの学校給食共同調理場内に置いている。

学校徴収金としての学校給食費の特徴として、学校給食費は、実費負担の考え方に基づき学校の責任において保護者から徴収している経費ではあるものの、上記のように学校が一連の事務のすべてを主体的に決定し処理しているのではない点において他の学校徴収金と異なっている。

なお、学校給食費の会計は、行政実例によれば、自治体の収入とせずに、校長限りの責任で管理する私会計でよいとされており（昭和32年12月18日文部省管理局長回答）、事実上も私会計として処理している場合の方が公会計として処理している場合よ

り多いといわれている。(平成 22 年 3 月の財団法人東京市町村自治調査会「自治体の債権管理に関する調査研究報告書」東京都内の区市町村のアンケート結果)

学校給食費の平成 26 年度徴収額は、書面調査によると、小学校 16 校で 131,302 千円、中学校 12 校で 80,606 千円、合計 211,908 千円となっている。

イ 徴収事務の流れ

学校給食費は、年度当初に年度の一人当たり給食予定食数に給食費単価を乗じ毎月の徴収金額がほぼ均等となるよう調整したのち保護者に通知し、ほとんどが保護者口座から自動振替により各小中学校学校給食費専用預金口座で管理されている。毎月学校給食会からの請求により給食費が支払われ、学年末等に徴収金の精算と保護者へ報告を行っている。

平成 26 年度学校徴収金取扱い総額

(単位：千円・%)

区分	小学校		中学校		計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
修学旅行費	8,505	5.3	18,899	15.2	27,404	9.6
教材費	22,275	13.7	25,112	20.1	47,387	16.5
学校給食費	131,302	81.0	80,606	64.7	211,908	73.9
計	162,082	100.0	124,617	100.0	286,699	100.0

(3) 修学旅行費、教材費、学校給食費の各学校における事務処理の状況

学校徴収金の一般的な事務は、現金により徴収している一部の学校を除き、保護者へ事前通知を経て多くの学校が保護者の金融機関口座から学校の一括受入れ口座に入金された後、各費用の学校口座に振り分けられ、各費用の実務(会計)担当者に事務処理が引き継がれている。

① 事務マニュアルの整備状況

学校独自の事務処理マニュアルの整備状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	事務処理マニュアルの有無				計
	有	構成比	無	構成比	
小学校	9	56.2	7	43.8	16
中学校	11	91.7	1	8.3	12
計	20	71.4	8	28.6	28

事務処理マニュアルを整備していると回答した学校は、小学校で 9 校 (56.2%)、中学

校は11校（91.7%）となっている。

実地調査を実施した6校では、4校で「〇〇学校私費会計取扱規程」などの名称により事務処理取扱規程が整備されていた。規程では、取扱いの基本、校長の職務、予算の編成、業者の選定、預金通帳（届出印）・現金の管理、決算の報告などについて定められていた。

事務処理取扱規程、マニュアル等が無いと回答した学校は、小学校で7校（43.8%）、中学校で1校（8.3%）であった。

② 実務担当者の状況

学校長が指定した実務担当者の状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

（単位：校・%）

区分	修学旅行費				教材費				学校給食費			
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
教員	6	37.4	8	66.7	3	18.7	1	8.3	5	31.2	4	33.4
事務職員	5	31.3	3	25.0	11	68.8	9	75.0	9	56.3	6	50.0
教員と事務職員	5	31.3	1	8.3	2	12.5	2	16.7	2	12.5	1	8.3
P T A職員	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	8.3
計	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0

教材費は多くの学校で事務職員（小学校68.8%、中学校75.0%）が、学校給食費も約半数の学校で事務職員（小学校56.3%・中学校50.0%）が、修学旅行費は小学校では教員（37.4%）、事務職員（31.3%）が、中学校では教員（66.7%）が実務担当者としている。

学校給食費の実務担当者は、P T Aが雇用する職員とする学校が中学校で1校あった。

③ 徴収金の徴収方法等

徴収金の徴収方法については、多くの学校で保護者合意のうえ学校ごとに保護者口座から自動振替が行われていた。以前の現金徴収方式に比べ事故防止や事務の効率化の観点から評価できる体制となっている。

修学旅行費は、保護者が旅行者口座へ直接振込みする学校が中学校で2校あった。

なお、一部の学校では学校徴収金は原則口座振替としながらも、修学旅行費は、保護者口座からの自動振替が不能の場合が多いためなどの理由により、現金で徴収しているとのことであった。

また、児童生徒数の少ない小規模校においては、保護者希望などにより口座振替による徴収は実施されておらず、現金で徴収が行われている。現金徴収する学校の多くは、集金月、金額、内訳等が明記された集金袋により集金し領収印を押印した後、各徴収金口座に入金し管理している。

(単位：校・%)

区分	修学旅行費				教材費				学校給食費			
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
原則口座振替	10	62.5	10	83.3	12	75.0	10	83.3	14	87.5	11	91.7
現金	6	37.5	0	0.0	4	25.0	2	16.7	2	12.5	1	8.3
業者口座へ振込	0	0.0	2	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0

口座振替を行っている多くの学校では、修学旅行費、教材費、学校給食費などの学校徴収金のほか、学級費、PTA会費等も合わせ毎月（4月から2月など）保護者口座から引き落とし、学校の一括受入口座に振り込まれている。保護者口座振替日は、毎月末（20日から30日の間の1日）であり、再振替日を翌月の上旬（1日から10日の間の1日）に設定している学校が多い状況になっている。

また、口座振替に必要な金融機関手数料（1件当たり10円～54円）は、保護者負担となっている。

なお、口座振替が不能であった場合は、現金による徴収が行われている。

④ 未納の把握

口座振替により徴収を行っている学校には、振替処理を行う金融機関から保護者個人ごとの振替金額一覧表、振替不能の一覧表が送付され、各学校で確認が行われている。各学校では、この一覧を基に未納者リスト（学校集金リスト）等を作成し未納金の管理を行っている。

現金で徴収している学校の一部では、集金袋の領収印で管理するとの回答もあった。

なお、修学旅行費、教材費、学校給食費の徴収金全部において「未納者無し」と回答した学校は、小学校で3校、中学校で1校となっている。

⑤ 徴収金の保管方法等

徴収金の保管方法は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	修学旅行費				教材費				学校給食費			
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
専用口座	15	93.8	10	100.0	14	87.4	11	91.7	16	100.0	12	100.0
学校一括口座	1	6.2	0	0.0	1	6.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
現金	0	0.0	0	0.0	1	6.3	1	8.3	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	10	100.0	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0

※ 修学旅行費 「中学校2校」保護者が旅行者口座へ直接振込み

多くの学校は、学校一括受入口座から各徴収金（修学旅行費、教材費、学校給食費）口座へ振替処理が行われ管理されている。

学校一括受入口座で管理されている学校は、多くの口座を開設しなくとも管理が可能として、小規模校の小学校で1校あった。

なお、教材費について、現金で管理している学校が小学校、中学校でそれぞれ1校あった。

⑥ 徴収金口座の通帳及び通帳届出印の保管等

ア 通帳及び通帳届出印

実地調査の結果、学校が保管する通帳はすべての学校で学校名と徴収金の内容が分かる名義となっていた。届出印は、学校印又は通帳専用印等となっていた。事務処理取扱規程に「個人の印鑑を使用しないこと。」と定めた規程もあった。

イ 通帳と通帳届出印の保管

通帳と届出印の保管状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(ア) 通帳と通帳届出印の保管状況 (単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
別々に保管	15	93.8	11	91.7	26	92.8
一緒に保管	0	0.0	1	8.3	1	3.6
一部一緒に保管	1	6.2	0	0.0	1	3.6
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

(イ) 通帳と通帳届出印の保管場所施錠の有無 (単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
両方とも施錠「有」	12	75.0	8	66.7	20	71.4
通帳のみ施錠「有」	2	12.5	4	33.3	6	21.4
通帳印のみ施錠「有」	0	0.0	0	0.0	0	0.0
両方とも施錠「無」	2	12.5	0	0.0	2	7.2
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

通帳と届出印を別々に保管する学校は26校(92.8%)で、一緒に保管する又は一部一緒に保管すると回答した学校は2校(7.2%)となっている。

通帳と届出印の保管場所施錠の有無の状況は、両方とも保管場所に施錠する学校は20校(71.4%)で、通帳の保管場所のみ施錠する学校は6校(21.4%)、両方とも施錠がされていない場所に保管するとした学校は2校(7.2%)となっている。

⑦ 徴収金の支払事務

徴収金の支払事務の状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	修学旅行費				教材費				学校給食費			
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
口座振込	3	21.4	4	44.4	1	6.2	0	0.0	16	100.0	12	100.0
口座振込・現金払い併用	0	0.0	0	0.0	3	18.8	1	8.3	0	0.0	0	0.0
現金払い	11	78.6	5	55.6	12	75.0	11	91.7	0	0.0	0	0.0
計	14	100.0	9	100.0	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0

※ 修学旅行費 「小学校2校、中学校1校」平成26年度実施無し

※ 修学旅行費 「中学校2校」保護者が旅行者口座へ直接振込み

修学旅行費は、多くの学校で現金により旅行者に支払い（小学校 78.6%、中学校 55.6%）、教材費も多くの学校で現金により代金を業者に支払っている。（小学校 75.0%・中学校 91.7%）また、学校給食費は、全小中学校が学校給食会の口座へ振り込んでいる。

⑧ 支払時、決算後の校長への決裁・報告

支払時、決算後の校長への決裁や報告の状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

ア 支払時

(単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
校長決裁「有」	10	62.5	5	41.7	15	53.6
校長決裁一部「有」	4	25.0	6	50.0	10	35.7
校長決裁「無」	2	12.5	1	8.3	3	10.7
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

イ 決算後

(単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
校長決裁「有」	14	87.5	12	100.0	26	92.9
校長決裁一部「有」	2	12.5	0	0.0	2	7.1
校長決裁「無」	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

学校徴収金からの支払いの際は、多くの学校で校長決裁・報告が行われている。校長決裁が無いとした学校3校の内2校は「支払時ではないが、定期的に報告をしている。」との回答であった。

なお、決算後の校長決裁・報告は、ほとんどの学校で行われている。

⑨ 出納簿の整備状況

出納簿の整備状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	修学旅行費				教材費				学校給食費			
	小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
出納簿「有」	12	75.0	11	91.7	12	75.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0
出納簿「無」	4	25.0	1	8.3	4	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0	16	100.0	12	100.0

学校給食費は、すべての学校で出納簿が整備されている。修学旅行費で5校、教材費で4校が出納簿は整備していないと回答している。

⑩ 徴収金の精算・決算事務

学校徴収金の精算・決算事務の状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
すべての徴収金について精算・報告	16	100.0	12	100.0	28	100.0
精算・決算報告はしていない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

保護者への精算・決算報告は、すべての徴収金について行われている。

⑪ 複数による帳簿及び通帳（現金がある場合、現金を含む。）の点検確認の状況

複数による帳簿及び通帳（現金がある場合、現金を含む。）の点検確認の状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

(単位：校・%)

区分	小学校		中学校		計	
	校数	構成比	校数	構成比	校数	構成比
すべての徴収金について実施	13	81.3	11	91.7	24	85.7
一部の徴収金について実施	3	18.7	1	8.3	4	14.3
複数確認は行っていない	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	16	100.0	12	100.0	28	100.0

すべての学校徴収金について、多くの学校（85.7%）で複数による帳簿及び通帳（現金）の点検確認を行っている。一部の徴収金について点検確認を行っている学校は小学校3校、中学校1校となっている。

なお、今回の監査の対象とした修学旅行費で3校、教材費で3校、学校給食費で1校は複数による点検確認を行っていないと回答している。

⑫ 現金取扱いの状況

学校徴収金は、多くの学校で保護者合意のうえ学校ごとに保護者口座から自動振替が行われていた。

しかしながら、監査調書によると「現金の取扱い」はすべての小中学校で「有」と回答している。学校において現金を取扱う主な理由と現金保管場所は次のとおりとなっている。

ア 現金を取扱う主な理由

- ① 学校徴収金のすべてについて、保護者口座振替を行っていない。
- ② 保護者の希望により現金集金を行う。
- ③ 口座振替（再振替）不能の場合は現金集金を行う。
- ④ 旅行者、教材取扱業者への支払いの際は現金を取扱う。など

イ 学校における現金保管場所

現金は、即日各徴収金口座へ入金するが、次の場合は「一時金庫で保管する。」と回答している。

- ① 金融機関への入金まで
- ② 金融機関取扱時間外の場合
- ③ 金融機関から出金後、業者支払いまでの間 など

ウ 領収書の発行

現金集金の場合は、集金袋により集金する学校を除きすべての小中学校において領収書を発行すると回答している。

2 小中学校における備品の管理について

(1) 学校備品の概要

① 備品の定義

市が所有する財産は、地方自治法第 237 条第 1 項で、公有財産、物品及び債権並びに基金に分類されている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 1 項第 2 号の財産は教育財産と称され、地方自治法上における財産と異なるものではないと解されている。

地方自治法上の物品は、益田市物品管理規則第 3 条第 1 項の規定により、備品、消耗品、動物、原材料費、生産物に区分されており、備品は「性質及び形状を変えることなく比較的長期（2 年以上）の使用又は保存に耐える物で、かつ、1 品の購入価格又は評価価格が 1 万円（図書にあっては、5,000 円）以上の物品、その性質は消耗品に属する物であっても形状の永続性のある標本、陳列品等として保存する物品、図書館、

図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書並びに物品管理上保存する必要がある物品」と定義づけられている。

② 学校備品

学校備品は、①教材（教育用）備品 ②一般（校用）備品 ③図書と大別されている。

小中学校は、益田市予算で購入された備品、保護者又は住民からの寄付により備えられた備品等を、益田市立小中学校管理規則第 33 条の規定に基づき管理している。

(2) 学校備品購入の流れ

毎年度当初、教育委員会から備品購入予算が各学校に配分され、学校では主に教材（教育用）備品、図書の購入希望調査を行った後、事務職員が取りまとめ、校長の決裁後、益田市契約規則、益田市物品管理規則の定めにより、契約（発注）、検収等が行われている。

なお、1品の購入価格が5万円を超えるものにあつては、教育委員会が取りまとめ、業者見積、契約（発注）等が行われている。

(3) 学校備品の保有状況

学校における平成 27 年 10 月 1 日現在の備品の保有状況は、監査調書によると次の表のとおりとなっている。

① 種類別保有状況

(単位:点・千円)

区分	教材(教育用)備品		一般(校用)備品		図書		計	
	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格
小学校	4,771	135,703	1,521	33,401	58,994	70,168	65,286	239,272
中学校	5,825	170,955	1,490	43,351	52,932	53,377	60,247	267,683
計	10,596	306,658	3,011	76,752	111,926	123,545	125,533	506,955

※ 上記のうち取得価格不明点数の内訳は、次のとおりである。

教材(教育用)備品	452 点
一般(校用)備品	633 点
図書	8,683 点
計	9,768 点

①-1 種類別構成比

(単位:点・千円・%)

区分	小学校				中学校				計			
	点数	構成比	取得価格	構成比	点数	構成比	取得価格	構成比	点数	構成比	取得価格	構成比
教材(教育用)備品	4,771	7.3	135,703	56.7	5,825	9.6	170,955	63.9	10,596	8.4	306,658	60.5
一般(校用)備品	1,521	2.3	33,401	14.0	1,490	2.5	43,351	16.2	3,011	2.4	76,752	15.1
図書	58,994	90.4	70,168	29.3	52,932	87.9	53,377	19.9	111,926	89.2	123,545	24.4
計	65,286	100.0	239,272	100.0	60,247	100.0	267,683	100.0	125,533	100.0	506,955	100.0

小中学校が保有する備品は、総点数 125,533 点、総取得価格 506,955 千円となっている。

教材（教育用）備品は 10,596 点（8.4%）取得価格 306,658 千円（60.5%）、一般（校用）備品は 3,011 点（2.4%）取得価格 76,752 千円（15.1%）、図書は 111,926 点（89.2%）取得価格 123,545 千円（24.4%）となっている。

なお、取得価格不明点数は、教材（教育用）備品で 452 点（教材備品に占める割合 4.3%）、一般（校用）備品で 633 点（一般備品に占める割合 8.2%）、図書で 8,683 点（図書に占める割合 7.8%）合計 9,768 点（備品に占める割合 7.8%）となっている。

② 取得価格別保有状況 (単位：点・千円)

区分	10万～50万円未満		50万～100万円未満		100万円以上		計	
	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格	点数	取得価格
小学校	182	42,902	7	4,197	2	2,150	191	49,249
中学校	294	46,174	7	5,255	4	6,067	305	57,496
計	476	89,076	14	9,452	6	8,217	496	106,745

※ 上記① 「種類別保有状況」の内数である。

②-1 取得価格別構成比 (単位：点・千円・%)

区分	小学校				中学校				計			
	点数	構成比	取得価格	構成比	点数	構成比	取得価格	構成比	点数	構成比	取得価格	構成比
10万～50万円未満	182	95.3	42,902	87.1	294	96.4	46,174	80.3	476	96.0	89,076	83.4
50万～100万円未満	7	3.7	4,197	8.5	7	2.3	5,255	9.1	14	2.8	9,452	8.9
100万円以上	2	1.0	2,150	4.4	4	1.3	6,067	10.6	6	1.2	8,217	7.7
計	191	100.0	49,249	100.0	305	100.0	57,496	100.0	496	100.0	106,745	100.0

小中学校が保有する備品の内、取得価格 1 点 10 万円以上備品は、総点数 496 点、総取得価格 106,745 千円となっている。

10 万から 50 万円未満備品は 476 点（10 万円以上に占める割合 96.0%）取得価格 89,076 千円（10 万円以上に占める割合 83.4%）、50 万から 100 万円未満備品は 14 点（10 万円以上に占める割合 2.8%）取得価格 9,452 千円（10 万円以上に占める割合 8.9%）、100 万円以上備品は 6 点（10 万円以上に占める割合 1.2%）取得価格 8,217 千円（10 万円以上に占める割合 7.7%）となっている。

(4) 備品台帳の整備状況

備品台帳は、監査調書によるとすべての小中学校において整備していると回答している。

実地調査を実施した 6 校では、すべての小中学校でデータ（アクセス）により備品が管理されていた。

(5) 実地調査の結果

① 備品の計画的購入

備品の購入は、年度当初に発注されており、概ね計画的に購入されている。

なお、一部の学校では年によっては、年 2 回から 3 回の取りまとめを行う場合があるとの回答もあった。

② 備品台帳の整備

実地調査を実施したすべての学校で、アクセスソフトウェアによるデータ管理がされていた。

③ 備品証の貼付

抽出された備品について備品証の貼付の確認をしたところ、すべてシステムから出力される備品シールが貼り付けられていた。

④ 備品の保管

抽出された備品について保管場所を確認したところ、データで管理されている保管場所に保管されていた。

⑤ 備品の廃棄

システムから出力される「学校備品廃棄処分伺い」が教育委員会に提出され、教育長の許可後廃棄されていた。

⑥ 管理点検体制

実地調査を実施した多くの学校で毎年 8 月に備品データとの照合が行われ、その結果について管理職が確認していた。

第 9 ま と め

1 学校徴収金について

学校徴収金の平成 26 年度取扱総額は、小中学校 28 校で修学旅行費 27,404 千円、教材費 47,387 千円、学校給食費 211,908 千円、合計 286,699 千円と高額になっている。

これらの高額な現金等は、公金ではないことから地方自治法及び益田市財務規則等の適用がなく、その取扱いに関する統一的な基準や規則はなく、各学校の裁量に委ねられているのが実態である。

しかし、教職員がこれらの現金等を取り扱うからには、公金と同様に内部統制を確保しつつ適正に管理を行う必要があり、今後引き続き学校徴収金の取扱いに万全を期されたい。

2 学校備品について

学校備品の保有状況は、125,533点、当初取得価格で506,955千円となっている。学校備品の管理は、益田市物品管理規則及び益田市小中学校管理規則が適用され、良好な状態で保管し、その状況を常に明らかにしておかなければならない。

これらは、市民の負担による貴重な市有財産であり、その取得、管理及び処分は適正に行う必要があり、今後引き続き備品の管理に万全を期されたい。

3 教育委員会事務局の指導・助言について

教育委員会事務局においては、次の事項について検討のうえ、適切な措置を講じられたい。

(1) 学校徴収金の取扱いについて

監査調書によると、取扱規程や事務処理マニュアルが整備されていないと回答した学校が8校(28.6%)あった。

学校徴収金に係る事務が適正に行われるよう、益田市立小中学校事務支援グループ等とも連携を図りながら、学校徴収金の全体を網羅した統一的な事務処理基準や事務処理マニュアルを早急に整備するとともに、適切な指導と助言に努められたい。

なお、事務処理基準等の内容については、合理的で適切な事務処理を促進するものであることから、各学校における事務負担が過度とならないよう留意されたい。

(2) 学校備品の管理について

実地調査の結果、備品は益田市立小中学校事務支援グループが開発した「アクセスソフトウェア」によるデータ管理がされていた。データ入力されている備品は、学校が把握している備品であって、具体的には教育委員会から連絡のあった備品、学校配分予算で購入された備品、保護者等からの寄付による備品となっていた。

しかし、教育委員会が管理する備品台帳と学校が管理するデータを一部照合した結果、教育委員会が管理する備品が入力されていないことが判明した。これは、教育委員会と学校がそれぞれ備品台帳を整備するとする管理体制に問題があると考えられる。

益田市小中学校管理規則第33条第2項では、「校長は、教育財産の台帳の副本を調製し、常にその現有状況を明らかにしておかなければならない。」と規定している。備品台帳は、正本・副本を調整することとなっており、適正な備品管理を行うため管理方法等について検討されたい。

新地方公会計制度に基づく財務諸表の作成にあたっては、資産計上が不可欠なため、学校と協議のうえ、適正な事務処理の指導、並びに備品管理における教職員の意識向上と管理体制の充実強化に努められたい。

備品関係法令抜粋

(参考) 地方自治法 (抜粋)

(財産の管理及び処分)

第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (抜粋)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

(参考) 益田市物品管理規則 (抜粋)

(物品の分類)

第3条 物品は、これを次の各号に掲げるところにより分類する。

(1) 備品 性質及び形状を変えずに比較的長期(2年以上)の使用又は保存に耐える物で、かつ、1品の購入価格又は評価価格が1万円(図書にあっては、5,000円)以上の物品、その性質は消耗品に属する物であっても形状の永続性のある標本、陳列品等として保存する物品、図書館、図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書並びに物品管理上保存する必要がある物品をいう。

(参考) 益田市立小中学校管理規則 (抜粋)

(保全)

第33条 校長は、学校の施設及び設備等(以下「教育財産」という。)の保全に努め、その活用を図らなければならない。

2 校長は、教育財産の台帳の副本を調製し、常にその現存状況を明らかにしておかななければならない。

3 校長は、教育財産の使用区分を変更しようとするときは、あらかじめ教育財産使用区分変更承認申請書(様式第30号)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 校長は、教育財産のうち学校の用に供する必要がなくなったものについては、処分案を速やかに不用教育財産申請書(様式第31号)により教育委員会に申し出て指示を受けなければならない。

5 校長は、教育財産の一部若しくは全部が毀損し、又は亡失した場合は、速やかに教育財産毀損(亡失)報告書(様式第32号)を教育委員会に提出し、指示を受けなければならない。

6 校長は、学校教育財産の寄附を受けようとするときは、あらかじめ別に定める寄附採納願を添えて教育委員会に願い出なければならない。

資料

平成 27 年度益田市立小中学校児童生徒数

【平成 27 年 5 月 1 日 現在】

1 小学校

(単位：人・学級)

区分	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		計		
	児童数	通常の学級数	児童数	通常の学級数	児童数	通常の学級数	児童数	通常の学級数	児童数	通常の学級数	児童数	通常の学級数	児童数	学級数	特支学級数
益田小学校	64	3	54	2	59	2	65	2	59	2	57	2	358	13	3
高津小学校	66	3	70	3	88	3	62	2	99	3	77	3	462	17	3
吉田小学校	92	4	105	4	94	3	97	3	83	3	101	3	572	20	4
吉田南小学校	24	1	29	1	42	2	27	1	33	1	30	1	185	7	2
安田小学校	40	2	42	2	38	1	36	2	41	2	37	1	234	10	3
鎌手小学校	15	1	11	1	15	1	14	1	15	1	11	1	81	6	2
真砂小学校	3	/	2	1	4	/	3	1	0	/	3	1	15	3	/
豊川小学校	7	1	5	1	3	/	7	1	9	1	10	1	41	5	/
西益田小学校	43	2	42	2	31	1	31	1	35	1	39	1	221	8	2
桂平小学校	2	/	2	1	1	/	8	1	1	/	4	1	18	3	/
戸田小学校	16	1	6	1	11	1	13	1	9	1	10	1	65	6	2
中西小学校	19	1	16	1	17	1	14	1	21	1	20	1	107	6	2
東仙道小学校	6	1	5	1	8	/	4	1	5	/	6	1	34	4	/
都茂小学校	7	1	9	1	5	/	8	1	7	/	8	1	44	4	2
匹見小学校	4	/	3	1	6	/	4	1	2	/	5	1	24	3	/
道川小学校	0	/	0	/	2	1	0	/	2	/	3	1	7	2	/
計	408	21	401	23	424	16	393	20	421	16	421	21	2,468	117	25

2 中学校

(単位：人・学級)

区分	1 年		2 年		3 年		計		
	生徒数	通常の学級数	生徒数	通常の学級数	生徒数	通常の学級数	生徒数	学級数	特支学級数
益田中学校	107	3	118	4	121	4	346	11	2
高津中学校	88	3	99	3	85	3	272	9	3
益田東中学校	66	2	75	3	84	3	225	8	2
東陽中学校	44	2	56	2	36	1	136	5	1
鎌手中学校	11	1	12	1	11	1	34	3	1
真砂中学校	2	1	3	1	3	1	8	3	/
横田中学校	24	1	32	1	33	1	89	3	2
西南中学校	4	1	3	1	0	/	7	2	/
小野中学校	12	1	11	1	12	1	35	3	2
中西中学校	15	1	23	1	13	1	51	3	2
美都中学校	12	1	18	1	18	1	48	3	2
匹見中学校	5	1	10	1	10	1	25	3	/
計	390	18	460	20	426	18	1,276	56	17

平成27年度行政監査報告書

平成28年1月発行

益田市監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所分庁舎

益田市監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp